

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

人事委員会

○人事委員会規則七・百三十八(平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)	一
○人事委員会規則七・十四(期末手当)の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・六十二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則	四
○人事委員会規則七・百三十四(給料の切替えに伴う経過措置)の一部を改正する規則	五
○人事委員会の権限(平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)の一部委任	五

人事委員会

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年宮城県条例第十七号)に基づく人事委員会規則七・百三十八(平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・百三十八

平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置

人事委員会は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年宮城県条例第十七号)に基づき、この規則を制定する。

(減額改定対象職員となった者の改正条例附則第二項第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

第一条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年宮城県条例第十七号。以下「改正条例」という。)附則第二項第一号の規則で定めるものは、平成二十三年四月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の給与条例第十九条第一項後段又は第二十三条第六号の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

一 国家公務員

二 給料表の適用を受けない地方公務員

三 公益的法人等派遣条例第十二条第一号に規定する退職派遣者

2 改正条例附則第二項第一号の規則で定める日は、平成二十三年四月二日(同日から基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日がいずれか二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における減額改定対象職員(改正条例附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。))となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第二項第一号の月数の算定)

第二条 改正条例附則第二項第一号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続き在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十三年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き前条第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。))の属する月の前月までの間の月の中途において、給与条例第一条に規定する企業職員及び単純労務職員(以下この号及び第四条において「企業職員等」という。))であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち企業職員等として勤務した期間(以下この条において「企業職員等期間」という。))を除く。)

二 休職期間（法第二十八条第二項又は職員に限る条例（昭和二十六年宮城県条例第五十

号）第二条の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をい

う。）専従休職期間（法第五十五条の第二項ただし書に規定する許可を受けていた期間をい

う。）大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に

規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第

六十七号）第二百五十二条の十七第一項（同法第二百九十二条において準用する場合を含む。）

外国派遣条例第二条第一項又は公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた

期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）育児休業期間（育児休業法第二条の規

定により育児休業をしていた期間をいう。）育児短時間勤務等期間（育児休業法第十条第一項に

規定する育児短時間勤務及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしていた期間をい

う。）若しくは自己啓発等休業期間（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をして

いた期間をいう。）又は企業職員等期間におけるこれらに相当する期間

三 停職期間（法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。）又は企業職員等期間に

おけるこれに相当する期間

四 育児休業条例第二十一条、職員勤務時間条例第十七条第三項、学校職員勤務時間条例第十五条

る者を含む。）以外の者とする。

（企業職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例）

第四条 改正条例附則第三項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の規則で

定める者は、企業職員等とする。

2 改正条例附則第三項の規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

3 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の権衡を考慮して規則

で定める額は、企業職員等に係る給与に関する規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に

規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、企業職員等であつた者が人事交流等に

より引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日と

みなす。

（端数計算）

第五条 附則第二項第一号基礎額又は改正条例附則第二項第二号に掲げる額に円未満の端数を生じ

たときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・十四（期末手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・十四・二十五

人事委員会規則七・十四（期末手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委

員会規則七・十四（期末手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「している職員」の下に「当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二

以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

97	97	98	98	99	99	を	85	86	86	86	87	87	87	87	88	88	88
89	89	89	90	90	91	を	86	86	86	86	87	87	87	87	88	88	88
95	95	96	96	96	97	に改める。	87	87	87	87	87	87	87	87	88	88	88
96	96	96	96	96	97		88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88
97	97	97	97	97	98		88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88
98	98	98	98	98	98		88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88

附則

1 この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則七・六十二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年十一月三十日

宮城県人事委員会
委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・六十二・三十四

人事委員会規則七・六十二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・六十二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

七 前項各号に定める日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年宮城県条例第十七号。以下「平成二十三年改正条例」という。)

の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成二十三年改正条例第四条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(平成十九年宮城県条例第四十六号) 附則第九項から附則第十一項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第二条第四項第一号、第二号及び第三号中、「又は第六号」を、「第六号又は第七号」に改める。

第四条第三項に次の一号を加える。

七 給与条例第十二条の第三項に規定する異動又は公署の移転の日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成二十三年改正条例の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成二十三年改正条例第四条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年宮城県条例第四十六号) 附則第九項から附則第十一項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに給与条例第十二条の第三項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた」とする。

第四条第四項第一号、第二号及び第三号中、「又は第六号」を、「第六号又は第七号」に改める。

第六条第二項中、「又は第五項」を、「第五項又は第六項」に改め、同条第五項中、「前項」を「第四項又は前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一条第二項各号に定める日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある減額支給対象職員に対する第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成二十三年改正条例の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号俸の給料月額」とあるのは「号俸の給料月額について平成二十三年改正条例の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」とする。

第六条の三第二項中、「又は第五項」を、「第五項又は第六項」に改め、同条第五項中、「前項」を「第四項又は前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 異動の日等が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある減額支給対象職員に対する第一項の規定の適用については、「受けていた給料月額」とあるのは、「係る給料月額について平成二十三年改正条例の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号俸の給料月額」とあるのは、「号俸の給料月額について平成二十三年改正条例の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」とする。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・百三十四・七

人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「規定により給与が減せられて支給される職員にあっては」を「表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与条例附則第二十九項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この条及び次条第一項において「給与条例附則第二十九項表該当職員」という。）にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（給与条例附則第二十九項表該当職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に給与条例附則第二十九項表該当職員となった場合）にあっては、給与条例附則第二十九項表該当職員となつた日（以後）に改め、同条第二項中「の規定により給与が減せられて支給される職員にあっては」を「表該当職員にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（給与条例附則第二十九項表該当職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に給与条例附則第二十九項表該当職員となつた場合）にあっては、給与条例附則第二十九項表該当職員となつた日（以後）に改める。」

第五条第一項中「の規定により給与が減せられて支給される職員にあっては」を「表該当職員にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（給与条例附則第二十九項表該当職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に給与条例附則第二十九項表該当職員となつた場合）にあっては、給与条例附則第二十九項表該当職員となつた日（以後）に改める。」

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

○人事委員会告示第十号

人事委員会の権限（平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）の一部委任
人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、人事委員会規則七・百三十八（平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）に定める人事委員会の権限の一部の委任に関し、次のように決定した。

平成二十三年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 受任者

宮城県人事委員会事務局長

二 委任する権限

第六条に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

三 委任の効力の発生する日

平成二十三年十二月一日